

壁に貼るか、保存してお使い下さい。

家庭ごみの正しい分け方・出し方

家庭ごみに関する 問い合わせ先

宮古島市 生活環境部 環境衛生課
 ☎(0980)75-5339 FAX(0980)73-0367

あさ8時30分までに
 出してください。

※裏面の地域別収集日一覧を
 ご覧の上記入してください。

守ろう!家庭ごみの出し方三原則

(下記のことを守らない場合、収集しない場合があります)

しまったごみ

分別して、決められた方法で

しまった日時

夜から出さず、指定日の朝8:30までに

自宅の前に

塵芥車が通れる場所は戸別収集

注意事項

- ・日曜日、1月1日~1月3日は休みです。
- ・祝祭日も収集しています。
- ・**暴風警報発令時**は収集しません。ごみを出さないでください。
- ただし、午前9時までに警報が解除された場合は収集します。

曜日	燃やせるごみ	指定袋	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ ※生ごみは水をよく切りましょう。 ●発泡トレイ ●発泡スチロール ●ゴム製品・下着 古着・革製品 ※金属類ははずしてください。 ●プラスチック類・容器 レジ袋・アルミホイル CD・DVD ビデオカセット ●毛布・カーテン ※指定袋に入るもの。 ●板きれ・角材 ※指定袋に入るもの。 ※釘は抜く。 ●犬・猫の死骸
			<p>指定袋 (有料) で出して下さい</p> <p>1枚当り 大30円 中20円 小15円 ※スーパー、コンビニ等でお買い求め下さい。</p>

曜日	資源ごみ	透明袋	<p>【第1・3・5週】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●カン類 ビンの金属キャップなど ※スプレー缶は穴を開けて出してください。 ●金物類・針金・金属鍋・コード類など ※傘の布、ビニールは燃やせるごみ 	<p>【第2・4週】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ビン類 陶磁器 ●危険ごみ 割れガラス・割れビン・ライター カミソリ・カッター・刃物 など ●乾電池 (ボタン電池、充電式電池は収集できません) ※乾電池は専門業者に送りリサイクルされます。 ※電球、割れ電球は有害ごみの日に 	<p>1日がある週が第1週になります。</p> <p>カレンダーの見方</p> <p>(例) 29年10月</p> <table border="1"> <tr><th>日</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th></tr> <tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> <tr><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td></tr> <tr><td>15</td><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td><td>21</td></tr> <tr><td>22</td><td>23</td><td>24</td><td>25</td><td>26</td><td>27</td><td>28</td></tr> <tr><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table> <p>第5週 翌月の第1週</p> <p>●カン ●金物 ●ビン ●危険ごみ ●乾電池</p>	日	月	火	水	木	金	土	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4
			日			月	火	水	木	金	土																																				
1	2	3	4	5	6	7																																									
8	9	10	11	12	13	14																																									
15	16	17	18	19	20	21																																									
22	23	24	25	26	27	28																																									
29	30	31	1	2	3	4																																									
曜日	ペットボトル	袋に入れない	<ul style="list-style-type: none"> ●ペットボトル ※ラベル、キャップは燃やせるごみに捨ててください ●天ぷら油 ※ペットボトルに入れて「油」と書いて出してください。 <p>注意 強風時ごみが風で飛ばされないように対策をしてください。</p> <p>危険 ガソリン・灯油 エンジンオイル等は出さないで!!</p>																																												
曜日	廃食油	袋に入れない	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞紙・チラシ ●段ボール ●本・雑誌 ●容器包装・紙類 (お菓子の箱など) ●牛乳パックなど <p>※テープ、ホッチキスなどは除く</p> <p>※水ですすいで、開いて、乾かして下さい。</p>																																												
曜日	紙類	袋に入れない	<p>雨の日は出さないで! 紙類は雨天の際は出さないよう、ご協力をお願いします。</p> <p>※できるだけ紙ひもを使いましょう。種類別にヒモでしばってください。</p>																																												

曜日	粗大ごみ	粗大ごみ処理券	<ul style="list-style-type: none"> ●テーブル・机 ●ソファ ●タンス ●自転車・三輪車 ●物干竿・ブラインド ●板ガラス/鉄アレイ ●ビデオデッキ/CDラジカセ ●DVDプレイヤー/電子レンジ ●オーブントースター/ガステーブル ●扇風機/掃除機/炊飯器/アイロン ●ミキサー/家庭用プリンター ●ワープロ/電気ストーブ/キーボード ●スピーカー/ドライヤー/時計 ●金属が含まれるおもちゃ など <p>※コンロやおもちゃ等に入ってる電池は取りましょう。</p>
			<p>粗大ごみ処理券 (有料) を貼って下さい</p> <p>1枚あたり 大200円 小100円 ※スーパー、コンビニ等でお買い求め下さい。</p>
曜日	有害ごみ	透明袋	<ul style="list-style-type: none"> ●蛍光灯・割れ蛍光灯 (長いタイプはヒモでしばって、丸いタイプ・割れたものは透明袋に入れてください) ●電球・割れ電球 ●水銀体温計 ※蛍光灯・割れ蛍光灯・電球・割れ電球は専門業者でリサイクルされます。 <p>※包装箱から取り出してください。</p>

曜日	剪定枝葉	<ul style="list-style-type: none"> ●枝 ※直径15cm以下 ※土をはらう ※鉄線ではしばらない ●草・葉 ※他のものは入れないで下さい。 <p>5束まで 3袋まで</p>	<p>平良のクリーンセンターには自己搬入できません!</p> <p>自己搬入する場合は、宮古島市資源リサイクルセンターへ。</p> <p>集められた選定枝葉は堆肥化します。 上野字野原 1190-212 TEL.0980-76-4777</p> <p>※角材・板切れ類は燃やせるごみ</p>
----	------	---	--

市で収集しないごみ

分別してクリーンセンターに自己搬入してください。(有料 ¥40/10kg)

- 月~土曜日 (1月1日~1月3日を除く)
- 受付・搬入時間
 午前8時30分~11時50分
 午後1時~5時00分。

※お昼休中(12時~午後1時)の搬入はお断りします。

クリーンセンターに搬入できないごみ (市で収集・処分できません)

※買ったところに引取ってもらうか、専門の処理業者に処分させてください。

<p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建設廃材 ○飼料袋 ○農業空き容器 ○農業用廃ビニール等 	<p>医療系廃棄物</p>
<p>適正処理困難廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ●タイヤ・バッテリー ●オートバイ ●ピアノ 	

ボランティアごみ

必ず事前に受付して下さい。
 ボランティア袋を配布、分別・搬入方法の説明をします。

※ボランティアごみは自己搬入です。無料になります。

宮古島市 生活環境部 環境衛生課 ☎(0980)75-5339

多量ごみ

○自宅から出される多量ごみ
 ○引っ越しに伴う多量ごみ

事業系ごみ

自己搬入 (有料 ¥40/10kg) ですが、できるだけ市の許可業者と契約し収集させてください。

宮古島市 生活環境部 環境衛生課 ☎75-5339

事業系ごみとは、会社や飲食店・商店等の事業活動に伴って発生するごみを言います。事業活動には、営利を目的とするもののみならず、教育・社会福祉・公共サービス等の事業も含まれます。

※事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。(廃棄物処理法第3条第1項)

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は家電販売店で引き取ってもらいます。(有料)

特定廃家電品目	
エアコン	
テレビ (ブラウン管)	15型以下
	16型以上
冷蔵庫	170ℓ以下
冷凍庫	171ℓ以上
洗濯機・衣類乾燥機	

※リサイクル料金はメーカーによって違うことがあります。

●テレビ (ブラウン管)	●洗濯機 衣類乾燥機	●冷蔵庫・冷凍庫 (家庭用)	●エアコン (家庭用)
--------------	------------	----------------	-------------

●ボタン電池 ●消火器 ●化学薬品 ●タンク ●ガスボンベ ●充電式電池 ●フロンガスを含む製品

●ポート・浄化槽・看板・自動車・火薬類・ペンキ類・オイル・劇薬
 ●農業・業務用コピー機プリンター・長さ120cm超の蛍光灯など